

裏面白紙

労働事務官 賀來 才二郎

總理府事務官 中村 文彦

運輸事務官 武田 光彦

労働事務官 齋藤 吉光

労働事務官 亀井 元

同 藤邦吉

日米安全保障条約第三条に基く行政協定第二十六条による合同

委員会の補助機關たる労務委員会日本政府代表を命ずる

右のとおり発令を願います。

昭和二十七年八月二十三日

外務大臣 岡崎勝男

内閣総理大臣 吉田茂殿

裏面白紙

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十二条第四項による、合衆国軍隊の維持のために必要な労務の調達に関する事項についての協議並びに同協定第十八条第七項による、労務の調達に関する契約から生ずる紛争の調停を行うため、同協定第二十六条に基く合同委員会の補助機関として労務委員会を設置し、関係各省係官を右代表に任命するものである。